

4月15日(火)から申請を受け付けます

空き家の管理・解体・活用に助成します

問 建築住宅課空き家対策専用電話（☎ 027-321-1314）



制度により要件や申請方法などが異なります。必ず事前にご相談ください。予算額に達した時は、助成を終了します。

制度の種類	制度の概要	上限額
制度1 空き家管理助成金	建物の管理を委託した場合や敷地内の除草など、空き家を管理するためにかかった費用の2分の1を助成	20万円
制度2 空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある、10年以上使われていない老朽化した空き家を解体するためにかかった費用の5分の4を助成	100万円
制度3 空き家解体跡地管理助成金	制度2を利用して、空き家を解体した敷地の除草などにかかった費用の2分の1を助成	20万円
制度4 地域サロン改修助成金	空き家を高齢者や子育て世代などが気軽に利用できるサロンとして改修する場合、改修費用の3分の2を助成	500万円
制度5 地域サロン家賃助成金	空き家をサロンとして借りる場合、家賃の5分の4を助成	月額5万円
制度6 空き家活用促進改修助成金	10年以上使われていない空き家を居住目的で購入する場合、改修費用の2分の1を助成	倉渕・榛名・吉井地域
		上記以外の地域
制度7 定住促進空き家活用家賃助成金	居住するために、倉渕・榛名・吉井地域に立地する空き家を借りる場合、家賃の2分の1を助成	月額2万円
制度8 空き家事務所・店舗改修助成金	5年以上使われていない空き家を改修し、事務所や店舗を営業する場合、改修費用の2分の1を助成	500万円

※市では、市内の空き家の紹介は行っていません

※空き家を解体・改修することにより、固定資産税などが増額になる場合があります

申請の受付期間は、5月12日(月)～11月28日(金)です

耐震化のための助成の活用を

間 建築指導課 (027-321-1271)



制度により要件や申請方法などが異なります。また、診断技術者が耐震を診断する木造住宅耐震診断技術者派遣事業※1も行っています。必ず事前に相談してください。予算額に達した時は、助成を終了します。

制度の種類	助成の内容	上限額
制度1 木造住宅耐震診断 ※1	住宅※2の耐震診断にかかる費用の2分の1	5万円
制度2 木造住宅補強設計 ※1	住宅※2の耐震化のための補強設計※3にかかる費用の2分の1	10万円
制度3 木造住宅耐震改修 ※1	住宅※2の補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用（工事監理費を含む）の5分の4	140万円
制度4 住宅の屋根の耐震改修	住宅※2の瓦屋根の全てを、耐震化のために葺き替える工事にかかる費用の2分の1	100万円
制度5 塀の除却・改修	道路沿いに設けられた塀（高さ0.8m以上・延長5m以上）の除却工事と新たに塀を造る工事にかかる費用の2分の1。除却工事は一律2万円※4	20～50万円※5
制度6 広告塔の除却・改修	高さが4mを超える自家広告物のための広告塔の除却工事と、新たに広告塔を造る工事にかかる費用の2分の1。除却工事は一律5万円	50万円
制度7 住宅の擁壁の改修	住宅※2にかかる道路沿いの高さが2mを超える擁壁を除却し新たに造る工事にかかる費用の2分の1	100万円

※1 昭和56年5月31日以前の住宅が対象 ※2 居住部分の床面積が2分の1以上の住宅（併用を含む）※3 建築物の構造の強さを示す指標「上部構造評点」が1.0未満の建物を1.0以上にするための補強設計。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建物 ※4 道路面から0.6m以下の高さに一部除却する工事も対象 ※5 築造長さは除却前の掘の長さが上限。上限額は築造長さによって異なる

倒壊による被害を防ぐため、ブロック塀や石塀の点検を行ってください

家の周囲のブロック塀や石の塀の自己点検を行いましょう。詳細は、市ホームページ(右記)を確認してください。



4月1日から申請を受け付けます

高齢者家族を守る「住まいの防犯対策補助金」



申し込みは、4月1日から市役所16階同課か各支所地域振興課にある申請書や請求書などに必要な物を添えて、同課へ。申請書は市ホームページからダウンロードもできます。

7種類の防犯対策品の購入に最大4万円を助成

● 次の全てに当てはまる人①
本市に住民登録があり、その住所に居住している②市税の滞納がない70歳以上の人

対象の機器

- 家庭用防犯カメラ
- センサーライト
- カメラ付きインターホン
- 防犯フィルム
- 屋外設置用警報ベル
- サーモアラーム
- 補助錠

必要な物

- 領収書
- 申請者の口座の分かる通帳のコピー
- 申請者の本人確認ができる物

不法に家屋に侵入する強盗などの犯罪や、悪質な勧誘販売による消費者被害を未然に防止するため、令和7年4月1日以降に新たに7種類の防犯対策品を購入した70歳以上の人人がいる世帯に対し、費用の一部を助成します。

今回号では、制度の内容や申請方法についてお知らせします。

問い合わせは、防犯・青少年課（☎ 027・321・1297）へ。